

「93+2計画」第2部に関するモデル議定書の採択について

1. 経緯

- (1) イラクおよび北朝鮮の核開発問題等を契機として、1993年、IAEAは、保障措置制度を強化および効率化するための諸方策に関して検討を2年間で実施する「93+2計画」に着手した。
- (2) 1993年以降IAEAにおいて検討を行った結果、IAEA事務局は、1995年の6月理事会において「93+2計画」の諸方策を分割し、現行の保障措置協定の範囲内で実施することが可能な諸方策を第1部、また、実施するためにはIAEAに新たな権限を付与することが必要な諸方策を第2部とした。
- (3) 第1部の諸方策については、現行の保障措置協定の範囲内でIAEAが実施することが可能であり、1995年の6月理事会で採択後、現在は各国が具体的な実施態様についてIAEA事務局と協議を行い、順次導入されているところである。
- (4) 第2部の諸方策については、1995年6月以降IAEA理事会で議論され、1996年6月には「現行保障措置協定に追加するモデル議定書を起草する委員会」が設立され、同委員会において4回（第1回会合：1996年7月開催、第2回会合：1996年10月開催、第3回会合：1997年1月開催、第4回会合：1997年4月開催）にわたり検討がされ、作成されたモデル議定書案は、5月15日に開催されたIAEA特別理事会で採択された。

2. モデル議定書における諸方策について

(1) 主要目的

各国の未申告核物質及び未申告原子力活動を探知するIAEAの能力を向上させること

(2) 対象国

モデル議定書は、包括的保障措置協定締約国を対象としているが、国際的な核不拡散体制を強化するため、核兵器国及び包括的保障措置協定を未締結の非核兵器国もモデル議定書の諸方策のうち必要と認めるものについて実施することが呼びかけられている。（核兵器国は、一定の限定を付した上で、「93+2計画」の諸方策を実施する旨を表明している（但し、その受け入れの程度は国ごとに異なる。）が、包括的保障措置協定を未締結の非核兵器国において、「93+2計画」の諸方策を実施する旨を表明した国はこれまでのところない。）

（３）第２部の諸方策の概要

「93+2計画」第２部の諸方策を定めるモデル議定書は、現行の保障措置協定に追加する議定書のモデルとなるものであり、同議定書は、前文、本文１８箇条並びに附属書Ⅰ及びⅡから成り、その概要は以下のとおりである。

（イ）原子力活動に関する様々な情報のＩＡＥＡに対する提供の拡充

現行の保障措置協定においては、主に、核物質に関する情報及び核物質を取り扱う施設に関する情報の提供が求められているが、モデル議定書においては、これらに加え、以下の情報の提供が求められている。

- ・核燃料サイクルに関連するものの、核物質は取り扱わない国の関与がある研究開発活動に関する情報
- ・核物質を取り扱わない民間の研究開発活動、濃縮、再処理等に関連する情報（国は情報提供のためにあらゆる合理的努力を払う）
- ・濃縮、再処理、燃料加工及び原子炉に関連する特定の原子力資機材の生産活動に関する情報
- ・原子力関連の特定資機材及び非核物質（いわゆるロンドンガイドライン第１部のトリガーリストに掲載されている品目）の輸出入に関する情報等（輸入情報についてはＩＡＥＡから要請があった場合に提供する）
- ・その他の情報（現行の保障措置の適用対象外の核物質に関する情報及び将来の

(ロ) IAEA 査察員によるアクセスの強化

(a) 現行の保障措置協定においては、上記のとおり、IAEA に対し情報提供を行った核物質を取り扱う施設へのアクセス等が認められているが、モデル議定書においては、これに加え、IAEA が以下の補完的アクセスを行うこと等が認められている。

- ・上記(イ)で IAEA に提供する情報に関連する地点へのアクセスを行うこと
- ・ IAEA が疑念を抱いたその他の地点で環境サンプリングを行うこと等

(b) (a) の補完的アクセスは、以下の諸点に従って実施される。

- ・ IAEA は、(a) で提供した情報の機械的な検認をするためのアクセスは行わない。
- ・ IAEA は、未申告核物質及び未申告原子力活動が存在しないことを確認するために、又は、提供された情報に関する疑問の解消等を目的にアクセスを行う。
- ・ IAEA は、アクセスの実施にあたり、国に対し文書による事前通知を行ない、アクセスを実施する理由及びアクセス中の活動を特定する。IAEA に対し提供された情報に関する疑問の解消のためにアクセスを実施する場合には、IAEA は、国に対し説明の機会を与える。
- ・ アクセスは、原子力サイト内の地点では、通常の査察等と併せて実施され、原則として少なくとも 2 時間前、それ以外の地点には 24 時間前に事前の通知が行なわれる。
- ・ IAEA の査察は、勤務時間内に行われ、国は代表者を IAEA の査察員に同行させることができる。
- ・ IAEA は、アクセスを実施した結果を国に対し報告する。

(ハ) 現行保障措置制度の手続面での効率化

査察員の指名同意手続を簡素化(異議通告制度の採用)し、査察員に対する長

期査証の発給を義務づけること等により現行の I A E A 保障措置を効率的に実施できるようにしている。

(二) 秘密情報の保護

- ・ I A E A は、秘密情報を効果的に保護するために厳格な情報管理体制を維持することとされている。
- ・ 国は、商業上の秘密の保護等のために管理アクセスを実施させることができる。

3. モデル議定書の取扱い

各国は、本モデル議定書に基づき、各国が I A E A と締結している現行の保障措置協定に追加する議定書を締結すべく I A E A と交渉をそれぞれ行い、I A E A との間で追加議定書を締結することとなる。

(了)